

厚生労働大臣が定める掲示事項

<入院時食事療養について>

■当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）・適温で提供しています。

■入院時食事療養費について（1食につき）

限度額適用認定証/標準負担額限度額適用認定証適用区分等	入院時食事療養費
一般（区分ア～エ）	510 円
※平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 4 月 1 日まで継続して精神病床に入院している患者	260 円
住民税非課税世帯（区分オ、Ⅱ）	240 円
※入院期間 90 日を超えるもの（市区町村役場へ要申請）	190 円
非課税世帯で所得が一定基準以下（区分Ⅰ）	110 円